

# 川島町郵便用封筒有料広告掲載取扱要綱

令和3年3月26日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が作成する郵便用封筒に掲載する広告の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 掲載することができる広告は、公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項各号、同条第7項各号、同条第8項から同条第10項まで及び同条第13項第2号の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) その他不相当と町長が認めるもの

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載することのできる郵便用封筒は、町で作成する長3規格の裏面余白で町長が指定した位置とする。

(掲載広告の規格等)

第4条 広告掲載枠の規格は、縦5センチメートル以内、横9センチメートル以内、又は、縦5センチメートル以内、横18.5センチメートル以内とし封筒文字と同じ1色刷りとする。

2 広告掲載期間は、当該広告掲載をした郵便用封筒が消費するまでの期間とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は随時行ふ。

(申込者の資格)

第7条 広報に広告の掲載を希望することができる者（以下「申込者」という。）は、国内に住所又は事業所を有する者とする。

（掲載の申込）

第8条 申込者は、様式第1号の広告掲載申込書に広告原稿を添付して、別に定める申込期限までに町長に提出しなければならない。

2 前項の掲載しようとする原稿は、紙又は電子記憶媒体によるものとする。

3 町長は、第1項に規定する申込書の提出があった場合は、第2条に規定する掲載基準により審査の上、広告掲載の承諾をするときは様式第2号の広告掲載承諾通知書により、承諾をしないときは様式第3号の広告掲載不承諾通知書により、申込者に通知するものとする。

（掲載の方法等）

第9条 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

2 広報掲載の回数は、申込者数等により調整することができる。

3 掲載する広告の版下は、申込者が作成するものとする。

（広告掲載料の納入）

第10条 承諾通知書を受けた者（以下「掲載者」という。）は、町長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに広告掲載料を納入しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第11条 広告掲載料は還付しない。ただし、掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

（掲載者の責任等）

第12条 広告の内容に関する責任は、掲載者が一切負うものとする。

2 掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権等のすべてについて、権利処理が完了していることを保証しなければならない。

3 第三者から広告に関して被害を被ったという請求がされた場合は、掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告の掲載後に掲載者の原因により、継続して広告を掲載することが不相当と認められたときには、広告の掲載を取りやめるものとし、次の各号に掲げる費用は当該掲

載者の負担とする。

- (1) 封筒の作成に要する費用
- (2) 目隠しシールの作成及び貼付に係る費用
- (3) その他町長が必要と認める費用

(掲載の中止、取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は広告掲載を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料等の納入がなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載又は変更の申し込みをしたとき。
- (3) 第2条第2項の各号のいずれかに該当したとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月告示第91号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

区 分	金 額
縦5センチメートル以内、 横9センチメートル以内	1回につき15,000円
縦5センチメートル以内、 横18.5センチメートル以内	1回につき30,000円

様式第1号（第8条関係）

川島町郵便用封筒有料広告掲載申込書

年 月 日

川島町長

あて

郵便番号

住所

代表者職・氏名

電話番号

FAX

「川島町郵便用封筒」に広告を掲載したいので、川島町郵便用封筒有料広告掲載取扱要綱に基づき、原稿を添えて下記のとおり申込いたします。

記

1. 掲載を希望する印刷物
2. 掲載希望単回数※10,000枚を1回とする。

※注意事項

広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する際は、著作権が発生する場合がありますので、使用の許可等を必ず受けてください。町では一切の責任を負いません。

〈申し込み上の留意事項〉

1. 掲載する広告の内容は公共性を損なうおそれのないものとします。なお、次の各号に該当する広告は掲載できません。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項各号、同条第7項各号、同条第8項から同条第10項まで及び同条第11項第2号の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
  - (2) 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの
  - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
  - (4) その他不相当と町長が認めるもの
2. 広告を掲載することのできる郵便用封筒は、町で作成する長3規格の裏面余白で町長が指定した位置となり、1枚につき縦5センチメートル以内、横9センチメートル以内とし封筒文字と同じ1色刷りとなります。
3. 広告掲載期間は、当該広告掲載をした郵便用封筒が消費するまでの期間とします。
4. 広告掲載料は、長3封筒10,000枚につき、1枚15,000円です。

掲載料とは別に版代がかかる場合があります。

支払方法については、広告掲載承諾書といっしょに納付書を郵送しますので川島町指定金融機関等（納付書の下部に記載）から振り込んでください。
5. 申込者の資格は、国内に住所又は事業所を有する者とします。
6. 掲載する順番は受付順とします
7. 掲載する広告の「原稿」は申込者が作成してください。

様式第2号（第8条関係）

川島町郵便用封筒有料広告掲載承諾通知書

年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで申込のあった「川島町郵便用封筒」への広告掲載について承諾します。

1. 掲載を承諾する印刷物

2. 掲載料 \_\_\_\_\_ 円

3. 版下代 \_\_\_\_\_ 円

4. 掲載料納入期日 年 月 日

※掲載料の納付については、別添納付書により納付いただくか

埼玉りそな銀行 東松山支店

普通口座 口座番号30099

口座名義 川島町会計管理者（カワジママチカイケイカンリシャ）

まで振込をお願いいたします。

様式第3号（第8条関係）

川島町郵便使用封筒有料広告掲載不承諾通知書

年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで申込のあった「川島町郵便使用封筒」への広告掲載については、下記の理由により不承諾といたします。

記

1. 不承諾の理由